

下水道使用料および農業集落排水使用料を令和7年4月1日から改定(値上げ)をします。主な改定内容は、基本使用料内に含まれていた基本水量を廃止し、1㎡あたりの使用料単価を引き上げることで、平均で12%の値上げとなります。

使用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、欠かすことのできないインフラ事業でありますので、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するためにご理解とご協力をお願いいたします。



黒羽水処理センター(八塩)

改定後の使用料

1か月あたりの使用料は以下のとおりです。
※消費税および地方消費税は含まない。

●基本使用料

	汚水量	金額
改定前	10㎡まで	1,250円
改定後		1,250円

●従量使用料(1㎡あたりの使用料)

	汚水量	金額
改定前	10㎡を超え30㎡まで	125円
	30㎡を超え50㎡まで	135円
	50㎡を超え100㎡まで	145円
	100㎡を超えるもの	155円
改定後	0㎡を超え10㎡まで	22円
	10㎡を超え30㎡まで	145円
	30㎡を超え50㎡まで	155円
	50㎡を超えるもの	160円

使用料比較表

2か月あたりの改定前後の比較は以下のとおりです。
※消費税および地方消費税を含む。(1円未満の端数は切り捨て)

汚水量	改定前使用料	改定後使用料	増加額
1㎡	2,750円	2,774円	24円
15㎡	2,750円	3,113円	363円
30㎡	4,125円	4,829円	704円
45㎡	6,187円	7,221円	1,034円
60㎡	8,250円	9,614円	1,364円
75㎡	10,477円	12,171円	1,694円
90㎡	12,705円	14,729円	2,024円
150㎡	22,165円	25,234円	3,069円
200㎡	30,140円	34,034円	3,894円
500㎡	81,290円	86,834円	5,544円

【増額の目安】本市1人当たりの平均使用量は2か月あたり15㎡となります。(例)4人世帯の平均使用量は60㎡となりますので、1,364円の増額となる見込みです。

使用料改定の時期

令和7年4月1日から改定後の使用料が適用されますが、使用料は2か月に1度の請求のため、使用料の算定期間に改定前の期間を含む場合は、改定前の使用料で計算します。

具体的には、令和7年3月31日以前から下水道を継続使用している場合、偶数月検針地区は6月検針分から、奇数月検針地区は7月検針分から改定後の使用料が適用されます。

令和7年4月1日以降に下水道を使用開始した場合は、検針月に関わらず全て改定後の使用料が適用されます。

令和7年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
偶数月検針		2月検針、請求分 (12・1月使用分)		4月検針、請求分 (2・3月使用分)		6月検針、請求分 (4・5月使用分)		
	← 改定前使用料			→ 改定後使用料				
奇数月検針		3月検針、請求分 (1・2月使用分)		5月検針、請求分 (3・4月使用分)		7月検針、請求分 (5・6月使用分)		
	← 改定前使用料			→ 改定後使用料				

※経過措置は、施行前日から使用している場合に適用します。4月1日以降に使用を開始した場合は改定後使用料となります。

← 改定後使用料

使用料改定の経緯

①施設の老朽化 本市の下水道事業は、供用開始から約40年(管渠の法定耐用年数は50年)が経過しましたが、管渠のほか処理場の電気機械設備やポンプの更新など、今後老朽化する施設が急増するため、更新費用が増加する見込みです。適切な更新をしないと、管渠の腐食やひび割れを要因とした道路陥没が起こり、下水道の使用制限や使用中止などの被害につながる可能性があります。

②財源不足 汚水をきれいな水に処理する費用(以下、「汚水処理費」)は、下水道の利用者からの使用料によって賄わなければなりません。しかしながら、現在の使用料の水準では使用料収入で汚水処理費が賄えておらず、不足する分は、一般会計からの補助金で補っている状況です。一般会計からの補助金で補っているということは、下水道の利用者以外に汚水処理費を負担してもらっていることにほかならず、大田原市の財政に負担を強いることにつながります。

令和5年度決算における下水道使用料と汚水処理費

汚水処理費 約8億円	
下水道使用料 約7億円	不足額 約1億円

不足する約1億円は、一般会計からの補助金で補てん

③国庫補助金の交付要件 下水道の整備には多額の費用が必要です。整備のための費用は受益者負担金、国庫補助金および企業債(借入金)を財源としています。貴重な財源である国庫補助金の交付を受けるためには、それぞれの事業体が適正な下水道使用料の検証を行い、経営改善を行うことが要件化されました。

以上3点が主な経営課題でありましたので、令和6年7月に「適正な使用料の在り方」について、市長から大田原市下水道使用料等審議会に諮問があり、令和6年9月27日に審議会から市長へ使用料の改定が必要であるなどの答申がなされました。答申を受け、大田原市としての方針を決定し、下水道条例改正案を令和6年12月議会に上程し、議会で可決されました。

大田原市下水道使用料等審議会からの附帯意見として、今後は定期的に使用料の検証を行うことが要望されました。下水道設備の更新や耐震化を計画的に実施していくためには、今後も多くの費用が必要となりますので、下水道事業の経営の健全化のために、適切な使用料について定期的に検証を行い、引き続き経営改善に努めてまいります。

●今後の取り組み

- ・下水道に未接続世帯への普及啓発
- ・中長期的な視点で老朽化の進展状況を捉えて、国の支援のもと優先順位をつけながら施設を更新
- ・処理区域ごとに稼働している処理施設を共同化する計画を実施
- ・下水道整備計画について、費用対効果を考慮し、整備方針を検討



下水道のマスコット「スイスイ」

大田原で行われている下水道工事の一部を紹介するよ。

マンホールポンプ更新工事

下水道は下水管の勾配を利用し、自然流下で処理場まで流れていくよ。自然流下ができない箇所では、マンホールポンプでの圧送が必要で、マンホールポンプは市内に61か所もあるんだ。圧送ができなくなると汚水が道路に溢れることにつながってしまうよ。マンホールポンプの耐用年数は20年となっているけど、圧送する頻度によっては、耐用年数よりも前に更新が必要になるんだって。



マンホールポンプ更新工事



管渠、マンホール工事

管渠やマンホールの工事は地中深くで行うこともあるよ。大田原市の下水管は、最も深いところでは、地上から約7メートルの所をとおっていて、なかには工事中に湧き水が発生することもあるんだ。普段見えているマンホールのふたの下は、いろんな部品を組み合わせでできているんだね。



マンホール上部の取り付け



工事中に発生した湧き水



設置前のマンホール

いろんな工事をして下水道が管理されていることがわかるね！
こうして下水道は、快適な生活環境や良好な都市環境を守る役割を担っているんだ！